

第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和2年11月24日(火)
2. 時 間 午前9時35分～午前11時00分
3. 場 所 市長公室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・環境
経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・健康推進部
長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・教育部長
5. 事務局 秘書課 田口参事兼課長
広報課 河村課長
人事課 晝間参事兼課長
危機管理課 半田課長、根本主幹、川村主任
中村健康福祉センター所長
地域保健課 正木主査
健康管理課 須田課長、吉田主幹

6. 議事概要

(1) 感染拡大防止に伴う市の対応について

① 国内及び県内の発生状況について（資料1参照）

- ・資料は作成の都合上11月19日公表の数値を示しているが、23日発表の最新の数字を申し上げる。国内の感染者数130,917人の内、県内の感染者数は7,704人、その内、市内の感染者は118人である。また、県内感染者の療養状況等は、入院が546人、うち重症者19人、宿泊療養が196人、自宅療養が247人、入院調整中が90人、退院・療養終了が6,493人、死亡が132人である。

② 感染拡大防止ガイドラインについて（資料2参照）

- ・国の新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出の11月末日までの催物の開催制限の通知に沿って、市主催の事業等の開催に関してガイドラインを改正して9月29日から適用している。
- ・11月12日付けで、来年2月末までの開催制限に関して同室長の通知が発出された。前回通知と今回通知の内容を比較すると、市のガイドラインに係る内容については変更された部分はない。現状のガイドラインを2月末まで適用する。
- ・今後、国及び県の対応等に関する変更通知があった場合は、適宜ガイドラインの見直しを行う。

③ 緊急対策事業の進捗状況について

- ・地方創生臨時交付金等を財源に、第1次及び第2次の緊急対策事業として74事業を計画したところだが、11月6日現在の進捗状況は、完了が16事業、実施中が48

事業、準備中が 10 事業である。

- ・完了の 16 事業は備品の購入や雇用に関するもの等、実施中の 48 事業は年度末まで継続して物品を購入するものや今後の状況等によって更に判断を加えていくもの等、準備中の 10 事業はシステムを構築中のものや状況の変化等で事業の見直しを要するもの等である。

④ 新たな取り組みについて

- ・国の対策本部の感染状況の評価は、感染拡大のスピードが増しており急速な感染拡大に至る可能性があるとしている。その要因として、クラスターが歓楽街に加え、会食、職場、外国人コミュニティや若者など様々な事例が見られ、感染者の検知が難しいクラスターの増加が一因と考えられている。
- ・国は今後の対策として、感染リスクが高まる「5つの場面（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）」の周知徹底、業種別ガイドラインの改定と着実な実施、地方創生臨時交付金を活用した都道府県の働きかけによる効果的な営業時間短縮の要請を上げている。
- ・国の考えを受けて、次の点を強化ポイントと捉え、本市の新たな対策として取り組んでいく。
 - (a) 広報紙、ホームページ、SNSを活用して「5つの場面」の周知徹底、また、関連団体等への周知の徹底と啓発行動の実施
 - (b) 店舗等での業種別ガイドラインの確実な実施に向けた取組強化の依頼及び様々な職場における一層の対策強化の依頼
 - (c) 県の取組と連動した対応として、ガイドライン遵守の要請強化、県が実施する協力要請の推進に伴う協力金制度の周知と利用促進
 - (d) 早期検知の難しいクラスター対策として、在留外国人及び若者への情報周知の徹底
 - (e) 保健所等への支援として、県の要請に基づき職員派遣の積極的な実施
 - ・9月23日から10月31日まで保健師1名の派遣につづき、感染者が増加していることから、県からの要請に応じ12月からの再派遣を調整している。
 - (f) 今後想定されるワクチン接種に向けた環境、体制の整備
 - ・新型コロナウイルスのワクチン接種の体制整備について全庁的な協力をお願いする。
 - (g) 所管する施設、事業における感染予防ガイドラインの強化、徹底、また、感染拡大に伴う施設運営、事業実施の縮小、休止に係る検討及び事前の準備
《市長指示》
- ・感染拡大の原因として、会食、家族内での感染が多いと感じるが、会食時の対策に

ついて、市民と店舗に呼びかけ、店舗への補助等を総合的に検討願いたい。また、家族内感染についても難しいこととは思うが検討願う。

- ・感染拡大の防止、保護者の不安解消など、学校における対策のシミュレーションをお願いする。
- ・感染者が増加しており、今後の来庁者への対応策も検討願う

(2) 職員の感染対策について

① 年末年始の感染拡大防止について

- ・外出、会食等における感染症対策の徹底、また、帰省、初詣等での分散行動について、新型コロナウイルス感染症対策分科会からの政府に対する提言、また、国及び県の通知を踏まえ、各部各課の実情に応じて、支障のない範囲で年休の取得について対応をお願いしたい。期間は令和2年12月24日から令和3年1月11日である。

② 飲食における感染症予防対策について

- ・これまでの申し合わせである「市職員による宴会の開催及び出席の自粛」を当面年度内は継続する。
- ・個人的な料飲店の利用は、「新しい生活様式」を踏まえ感染症に罹患しないよう地域・業種等に十分配慮すること。また、大人数（概ね5人以上）、長時間の利用をさけること。

(3) その他

* 各部長からの報告

- ・12月1日から発熱等の症状がある場合の受診方法が変更となる。県ホームページ等で県が指定する「診療・検査医療機関」を確認し、受診の予約を入れ、医療機関を受診し、医師の判断で検査を受けることになる。
- ・受診方法の変更は、「広報いるま」12月号に掲載しお知らせする。
- ・広報いるま号外第7号を本日24日から各家庭、事業所に配布する。
- ・軽症、無症状の方の宿泊療養施設となっている「入間第一ホテル」の宿泊者数は、11月23日現在19名である。県内5つのホテルが宿泊療養施設となっているが23日現在196人であり、月初めと比較して増えつつある。